

ごみ・資源収集 カレンダー

令和
8年度

東部環境センター

A
地区

- **玉名地区** 玉名町(県道347号(旧国道208号)線より北側)、中尾、糠峯団地区、豊水(北牟田を除く)、伊倉(横田を除く)、小田、玉名(向迫間を除く)、月瀬、石貴、三ツ川
- **横島地区** 栗ノ尾、外平、九番、神崎、大開、大豊、新栄、昭栄
- **天水地区** 小天地区

ごみ出しルール

ごみ出し時間	ごみ出しについての注意
<p>午前8:00まで</p> <p>●ごみの種類により収集時間が異なります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●指定のごみ袋または粗大ごみシールを貼り、必ず分別して出すこと。 ●行政区・氏名をはっきり記入すること。 ●袋の口は、しっかり結んで出すこと。 ●生ごみの水切りを十分すること。 ●スプレー缶は、使いきり穴を開けて出すこと。
ごみ出し場所	
<ul style="list-style-type: none"> ●地区ごとに決められているステーション(他のステーションには出さない) ●ステーションは自分たちできれいにしましょう。 	

【玉名市公式LINEアカウント】
ごみの分別確認、収集日の
お知らせなど便利に!



玉名市環境整備課 ☎75-1118



「わかるだけ
ごみが資源に
だいへんしん」

玉水小学校 上野 楓土さん

環境ポスター入賞作品 伊倉小学校 安田 和奏さん

令和
8年度

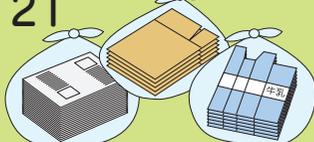
ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を記入し、

収集日の午前8時までに出してください。

- 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)
- 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

令和
8年
4月

日	月	火	水	木	金	土
			1  缶類	2  燃えるごみ	3  金属類	4
5	6  燃えるごみ	7  びん類	8  ふた・ラベル とる ペットボトル	9  燃えるごみ	10  粗大ごみ	11
12	13  燃えるごみ	14  布類	15  プラスチック類	16  燃えるごみ	17  ガラス類	18
19	20  燃えるごみ	21  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	22  缶類	23  燃えるごみ	24  その他紙類	25
26	27  燃えるごみ	28	29 昭和の日	30  燃えるごみ	<p>ごみ分け早見表は こちらから</p> 	

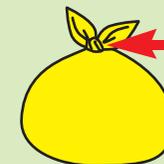
日	月	火	水	木	金	土
	<p>ごみ分け早見表は こちらから</p> 				1	2
3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7  燃えるごみ	8  金属類	9
10	11  燃えるごみ	12  びん類	13  ペットボトル	14  燃えるごみ	15  有害ごみ	16
17	18  燃えるごみ	19  布類	20  プラスチック類	21  燃えるごみ	22  ガラス類	23
24	25  燃えるごみ	26  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	27  缶類	28  燃えるごみ	29  その他紙類	30
31						

●5月は
固定資産税
軽自動車税
の納期です。忘れずに納めましょう。

注意

同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って **新聞・チラシ** と **ダンボール** と **紙パック**、**電池** と **蛍光灯・体温計** はそれぞれ別の袋で出してください。「電池」「蛍光灯・体温計」は、さらに水銀使用(袋に「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)…市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」
正しい分別にご協力ください。

令和
8年度

ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を記入し、

収集日の午前8時までに出してください。

- 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)
- 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1  燃えるごみ	2  びん類	3  ふた・ラベル とる ペットボトル	4  燃えるごみ	5  金属類	6
7	8  燃えるごみ	9  布類	10  プラスチック類	11  燃えるごみ	12  粗大ごみ	13
14	15  燃えるごみ	16  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	17  缶類	18  燃えるごみ	19  ガラス類	20
21	22  燃えるごみ	23  その他紙類	24  ふた・ラベル とる ペットボトル	25  燃えるごみ	26	27
28	29  燃えるごみ	30	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;"> 大雨などの気象状況次第で、ごみの 収集を中止にする場合があります。 </div>		ごみ分け早見表は こちらから 	

● 6月は住民税の納期です。忘れずに納めましょう。

7月

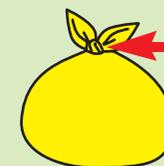
日	月	火	水	木	金	土
	<p>ごみ分け早見表は こちらから</p> 		<p>1</p>  <p>プラスチック類</p>	<p>2</p>  <p>燃えるごみ</p>	<p>3</p>  <p>金属類</p>	<p>4</p>
5	<p>6</p>  <p>燃えるごみ</p>	<p>7</p>  <p>びん類</p>	<p>8</p>  <p>缶類</p>	<p>9</p>  <p>燃えるごみ</p>	<p>10</p>  <p>有害ごみ</p>	<p>11</p>
12	<p>13</p>  <p>燃えるごみ</p>	<p>14</p>  <p>布類</p>	<p>15</p>  <p>ふた・ラベル とる</p> <p>ペットボトル</p>	<p>16</p>  <p>燃えるごみ</p>	<p>17</p>  <p>ガラス類</p>	<p>18</p>
19	<p>20</p> <p>海の白</p>  <p>燃えるごみ(特別収集)</p>	<p>21</p>	<p>22</p>  <p>プラスチック類</p>	<p>23</p>  <p>燃えるごみ</p>	<p>24</p>  <p>新聞・チラシ/ダンボール/紙パック</p>	<p>25</p>
26	<p>27</p>  <p>燃えるごみ</p>	<p>28</p>  <p>その他紙類</p>	<p>29</p>  <p>缶類</p>	<p>30</p>  <p>燃えるごみ</p>	<p>31</p>	

●7月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

注意

同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って 新聞・チラシ と ダンボール と 紙パック、
電池 と 蛍光灯・体温計 はそれぞれ別の袋で出してください。「電池」「蛍光灯・体温計」は、
さらに水銀使用(袋に「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)…市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」
正しい分別にご協力ください。

令和
8年度

ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を記入し、

収集日の午前8時までに出してください。

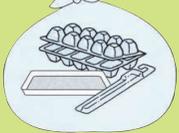
- 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)
- 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3  燃えるごみ	4  びん類	5  ペットボトル	6  燃えるごみ	7  金属類	8
9	10  燃えるごみ	11 山の日	12  プラスチック類	13  燃えるごみ	14  粗大ごみ	15
16	17  燃えるごみ	18  布類	19  缶類	20  燃えるごみ	21  ガラス類	22
23	24  燃えるごみ	25  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	26  ペットボトル	27  燃えるごみ	28  その他紙類	29
30	31  燃えるごみ	<p>ごみ分け早見表は こちらから</p> 				

● 8月は
住民
国民健康保険税
の納期です。忘れずに納めましょう。

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2  プラスチック類	3  燃えるごみ	4  金属類	5
6	7  燃えるごみ	8  びん類	9  缶類	10  燃えるごみ	11  有害ごみ	12
13	14  燃えるごみ	15  布類	16  ふた・ラベルとる ペットボトル	17  燃えるごみ	18  ガラス類	19
20	21 敬老の日  燃えるごみ(特別収集)	22 国民の休日	23 秋分の日	24  燃えるごみ	25  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	26
27	28  燃えるごみ	29  その他紙類	30  プラスチック類	 台風の予想進路次第で、ごみの収集を中止する場合があります。		ごみ分け早見表は こちらから 

●9月は
国民健康保険税
固定資産税
の納期です。忘れずに納めましょう。

注意 同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って 新聞・チラシ と ダンボール と 紙パック、
電池 と 蛍光灯・体温計 はそれぞれ別の袋で出してください。「電池」「蛍光灯・体温計」は、
さらに水銀使用(袋に「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)…市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」
正しい分別にご協力ください。

令和
8年度

ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を記入し、

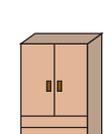
収集日の午前8時までに出してください。

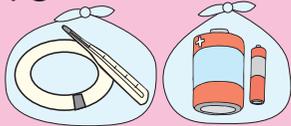
- 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)
- 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

● 10月
住 民 税 国民健康保険税

の納期です。忘れずに納めましょう。

10月

日	月	火	水	木	金	土
	<p>ごみ分け早見表は こちらから</p> 	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; background-color: yellow;">  <p>台 台風の予想進路次第で、 ごみの収集を中止にする 場合があります。</p> </div>		1  燃えるごみ	2  金属類	3
4	5  燃えるごみ	6  びん類	7  缶類	8  燃えるごみ	9   粗大ごみ	10
11	12 <p>スポーツ の日</p>  燃えるごみ(特別収集)	13	14  ふた・ラベル とる ペットボトル	15  燃えるごみ	16  ガラス類	17
18	19  燃えるごみ	20  布類	21  プラスチック類	22  燃えるごみ	23  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	24
25	26  燃えるごみ	27  その他紙類	28  缶類	29  燃えるごみ	30	31

日	月	火	水	木	金	土	
1	2  燃えるごみ	3 文化の日  びん類 (特別収集)	4  ふた・ラベルとる ペットボトル	5  燃えるごみ	6  金属類	7	
8	9  燃えるごみ	10  布類	11  プラスチック類	12  燃えるごみ	13  有害ごみ	14	
15	16  燃えるごみ	17  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	18  缶類	19  燃えるごみ	20  ガラス類	21	
22	23 勤労感謝の日  燃えるごみ (特別収集)	24	25  ふた・ラベルとる ペットボトル	26  燃えるごみ	27  その他紙類	28	
29	30  燃えるごみ	 台風の予想進路次第で、ごみの収集を中止する場合があります。			ごみ分け早見表は こちらから 		

●11月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

注意 同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って 新聞・チラシ と ダンボール と 紙パック、電池 と 蛍光灯・体温計 はそれぞれ別の袋で出してください。「電池」「蛍光灯・体温計」は、さらに水銀使用(袋に「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)…市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」
正しい分別にご協力ください。

令和
8年度

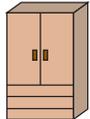
ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を記入し、
収集日の午前8時までに出してください。

- 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)
- 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

● 12月は
国民健康保険税
固定資産税
の納期です。忘れずに納めましょう。

12月

日	月	火	水	木	金	土
	<p>ごみ分け早見表は こちらから</p> 	1	2  プラスチック類	3  燃えるごみ	4  金属類	5
6	7  燃えるごみ	8  びん類	9  缶類	10  燃えるごみ	11   粗大ごみ	12
13	14  燃えるごみ	15  布類	16  ペットボトル ふた・ラベル とる	17  燃えるごみ	18  ガラス類	19
20	21  燃えるごみ	22  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	23  プラスチック類	24  燃えるごみ	25  その他紙類	26
27	28  燃えるごみ	29	30	31	<p>年末の直接搬入は大変混み 合いますので、できるだけ 計画的に収集場所に出して ください。</p>	

令和9年

1月

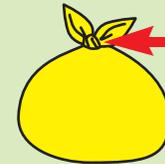
日	月	火	水	木	金	土
	<p>ごみ分け早見表は こちらから</p> 				1 元日	2
3	4 燃えるごみ	5	6 缶類	7 燃えるごみ	8 金属類	9
10	11 成人の日 燃えるごみ(特別収集)	12 びん類	13 ふた・ラベル とる ペットボトル	14 燃えるごみ	15 有害ごみ	16
17	18 燃えるごみ	19 布類	20 プラスチック類	21 燃えるごみ	22 ガラス類	23
24	25 燃えるごみ	26 新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	27 缶類	28 燃えるごみ	29 その他紙類	30
31						

●1月は
住民税
国民健康保険税
の納期です。忘れずに納めましょう。

注意

同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って 新聞・チラシ と ダンボール と 紙パック、
電池 と 蛍光灯・体温計 はそれぞれ別の袋で出してください。「電池」「蛍光灯・体温計」は、
さらに水銀使用(袋に「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)・・・市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。
※ただし、年末年始の持ち込みについては12月の広報たまなでお知らせします。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」
正しい分別にご協力ください。

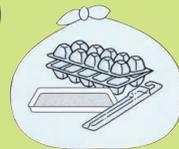
令和
8年度

ごみ・資源収集カレンダー

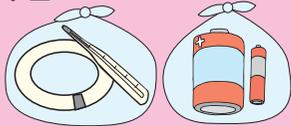
● 行政区・氏名を記入し、
収集日の午前8時までに出してください。

- 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)
- 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

令和
9年
2月

日	月	火	水	木	金	土
	1  燃えるごみ	2  びん類	3  ペットボトル	4  燃えるごみ	5  金属類	6
7	8  燃えるごみ	9  布類	10  プラスチック類	11 建国記念の日  燃えるごみ (特別収集)	12	13
14	15  燃えるごみ	16  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	17  缶類	18  燃えるごみ	19  粗大ごみ	20
21	22  燃えるごみ	23 天皇誕生日  その他紙類 (特別収集)	24  ペットボトル	25  燃えるごみ	26  ガラス類	27
28	ごみ分け早見表は こちらから 					

● 2月は
国民健康保険税
固定資産税
の納期です。忘れずに納めましょう。

日	月	火	水	木	金	土
	1  燃えるごみ	2  びん類	3  プラスチック類	4  燃えるごみ	5  金属類	6
7	8  燃えるごみ	9  布類	10  缶類	11  燃えるごみ	12  有害ごみ	13
14	15  燃えるごみ	16  新聞・チラシ/ダンボール/紙パック	17  ふた・ラベルとる ペットボトル	18  燃えるごみ	19  ガラス類	20
21 春分の日	22 振替休日  燃えるごみ (特別収集)	23	24  プラスチック類	25  燃えるごみ	26  その他紙類	27
28	29  燃えるごみ	30	31  缶類		ごみ分け早見表は こちらから 	

注意 同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って 新聞・チラシ と ダンボール と 紙パック、
電池 と 蛍光灯・体温計 はそれぞれ別の袋で出してください。「電池」「蛍光灯・体温計」は、
さらに水銀使用(袋に「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)…市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」
正しい分別にご協力ください。

ごみ分別表

燃える ごみ (可燃物)



●紙おむつ

※汚物は取り除いてください。



●木くず 剪定くず

※30cm以内に切断して出して
ください。

落ち葉、板切れ



●革製品

かばん、くつ、ベルト

※金属の部品がついている場合
は金属類に出してください。

野球のグローブ



●ホース、ロープ、ひも

※30cm以内に切って出して
ください。



●ゴム

長靴、ゴム手袋



●生ごみ

料理くず、貝殻など

※水切りを十分してください。

食用油

※固め剤により固めるか、ポロ布などに
しみ込ませてください。



●紙くず・紙類

臭気古紙(石けん・洗剤・線香の箱など)、
カーボン紙、写真、感熱紙、加工された紙、
ティッシュ、内側がアルミ箔の紙パックなど
※資源物(ダンボール、紙パック、その他紙類)で
出せないもの。



●プラスチック

歯磨き粉、練りからし、マヨネーズなどの
チューブ容器、油容器、マジック、口紅など
※汚れのとれないものや中が洗えないもの。



洗剤容器

※特に塩素系の洗剤容器はプラスチック類
では出さないでください。



泥のついたプランター

●布きれ

汚れた衣類、はぎれ、断裁くず、
運動靴、子供用ふとんなど

※子供用ふとんなどは、座ぶとん大に切って出してください。



●その他

保冷剤、アルミ箔、使い捨てカイロ、
乾燥剤、在宅医療廃棄物(針以外)



玉名市指定袋



大(平 袋): 25円(10袋入250円)

大(レジ袋): 25円(10袋入250円)

小 : 15円(10袋入150円)

特小 : 10円(10袋入100円)

粗大ごみシール



1枚:500円

お近くの小売店、スーパー、ホームセンター等で販売しています。粗大ごみシールは、レジや店員の方におたずねください。

注意 ・新聞・布類・その他紙類・ダンボール・紙パック・ペットボトルなど「資源物」にまわせるものは、「資源物」として出してください。
・個人情報に関わる書類などご心配の方は、シュレッダーにかけるとして出してください。

リサイクル ごみ

金属類 (金属が使用されているもの)

- 鍋、釜
フライパン



- 包丁、カッター

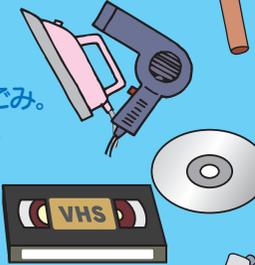
注意 刃があり危険なものは、新聞紙などで包んで「危険」と表示して出してください。



- テレビなどのリモコン、小型家電製品
炊飯器、ドライヤー、ポットなど

- 金属使用のおもちゃ **注意** 電池は取り外して有害ごみ。充電式電池は無料回収、または直接搬入。

- その他
ビデオテープ、カセットテープ、CD、洗濯ばさみ、金属製のふた、かさ、ボールペン、ヘルメット、電気コード ※30cm以内に切って出してください。
ライター **注意** 収集車両の火災につながります。必ず使い切って出してください。



お願い 携帯電話などは出来るだけ販売店へ返却してください。

ガラス類 (割れたものを含む)

- ガラス
窓ガラス、耐熱ガラス、クリスタルガラス、乳白色ガラス、ガラス製食器



- 油びん、哺乳びん、花びん、化粧びん

- 陶器、瀬戸物
茶わん、湯のみ、皿、植木鉢などの陶器

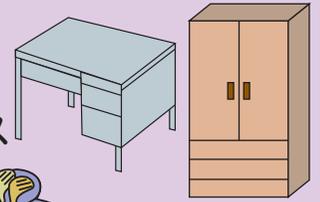


- 鏡、手鏡、化粧用コンパクトミラー

注意 ●収集の際、割れて危ないものは新聞紙などに包んで「危険」と表示してください。
●飲料びん・食用びんは「びん類」に出してください。

粗大ごみ (指定袋に 入らないもの)

- 机、いす、タンス
などの家具



- ふとん、マットレス

- じゅうたん、
電気カーペット



- 自転車



- ストーブ、
ファンヒーター

注意 燃料は、必ず抜いてください。



- 指定袋に入らない小型家電製品

電子レンジ、プリンターなど (電池は取り外して有害ごみ 充電式電池は無料回収または直接搬入)



※粗大ごみシールに行政区、氏名を記入し、粗大ごみとして出すものに貼って出してください。
1品目につき1枚の粗大ごみシールを貼ってください。

注意 家電リサイクル対象品(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)及びパソコンは出せません。

- 令和6年度から粗大ごみのセットでの排出はできません。

例:ふとんは掛け布団、敷布団それぞれ1枚につき粗大ごみシール1枚
ダイニングセットはテーブル、イスそれぞれ1点につき粗大ごみシール1枚

直接持ち込めば引き取るもの

- 引越し・大掃除により一時的に大量に出たごみ

注意 種類ごとに分別し指定袋、粗大ごみシールで持ち込むようにお願いします。(計量により料金を支払う方法もあります。)

- タタミ ●ドラム缶 ●太陽熱温水器 ●バッテリー ●充電式電池

※自分で運搬できない場合は、市が許可した収集運搬業者(有料)を紹介するので、環境整備課までお問い合わせください。

ごみ分別表

資源物

缶類



(アルミ缶・スチール缶)



●飲料用の缶、食用缶詰

※中身を出して、簡単にすすぎ、つぶさずに出してください。

※つぶしてしまうと、うまく中間処理ができなくなります。

(収集車内の圧力では支障ありません)

※缶から切りはなしたふたは、「金属類」に出してください。



●菓子缶

●カセット式ガスボンベ・スプレー缶

注意

中身を使いきり、火の気のない風通しのよい場所で穴を空けて出してください。ガスが残っていると収集車の火災につながり危険です。

注意

オイル・ペンキなど油の缶は、中身を出して「金属類」に出してください。

ペットボトル



●PET 1 マークのついた飲料用、酒、調味料の容器

※ふた・ラベルをとって、簡単にすすぎ、つぶさずに出してください。

ふた・ラベルは「プラスチック類」に出してください。

※つぶしてしまうと、うまく中間処理ができなくなります。

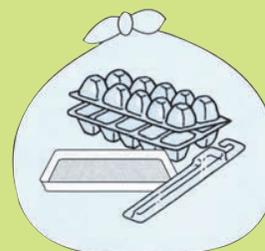
(収集車内の圧力では支障ありません)



注意

プラスチック製容器でPET1マーク以外のものは、「プラスチック類」に出してください。

プラスチック類



●プラスチックだけでできた製品できれいなもの
プラマークがついた容器

注意 きれいにすすぎ、ふたをはずして出してください。

プラマークがついた袋類、ポリ袋、ラップ類、レジ袋、ビニール袋

●発泡スチロール

●食品用トレイ

カップめん、プリン、ヨーグルト容器、卵パックなど

注意

お湯できれいにすすぎ、水気を切ってください。汚れたものは、「燃えるごみ」へ出してください。

●プラスチック製のふた(ペットボトルのふたなど)



×プラスチック類としては出せません

汚れたもの(中身が残っていたりきれいにできないもの)

塩素系洗剤容器、アルミ箔圧着の錠剤容器

冷凍食品やお菓子等の内側が銀色の袋

燃えるごみへ

金属が使われているもの

シャンプー等のポンプ式のふた

ガラスが使われているもの

金属類へ

バネがあるもの

バネがないもの

ガラス類へ

注意

指定袋に入れる際は、中身がわかるようにして出してください。レジ袋などで小分けにして中身が見えない状態でお出しください。

びん類



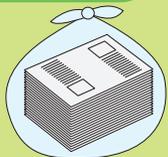
- 無色びん
- 茶色びん
- その他色びん
飲料・食用びん、ドリンク剤、青色・緑色・黒色びん



※ふたを取って、すすいで出してください。ふたは、材質によりプラスチック類、金属類に出してください。
※生きびん(ビールびん・一升びんなど)は、できるだけ酒屋や販売店に返してください。

注意 油びん、化粧びん、割れたもの、乳白色ガラス・クリスタルガラス製品は、中身を出して「ガラス類」に出してください。

新聞・チラシ



注意 汚れたもの、ビニール被膜のチラシは「燃えるごみ」に出してください。

ダンボール



ダンボールの断面

※切り開いたり、折りたたむなどして指定袋に入れて出してください。

注意 油や塗料などで汚れたものは「燃えるごみ」に出してください。

紙パック

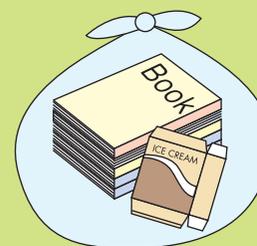


●紙パック・牛乳パック

※水ですすぎ、切り開いて乾燥して重ねて出してください。

注意 酒パックなど内側がアルミ箔やビニール被膜のものは、「燃えるごみ」に出してください。

その他紙類



●雑誌・週刊誌、漫画本、カタログ

●包装紙、ハガキ、封筒

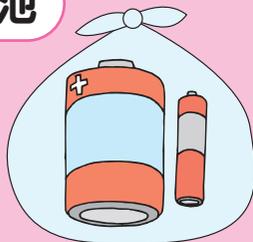
●菓子箱



※たたむか折るなどして出してください。

注意 ・臭気古紙(石けん、洗剤、線香の箱など)、加工された紙(ビニール被膜のもの、油紙、カーボン紙、窓フィルムのついた封筒など)は「燃えるごみ」に出してください。
・窓付き封筒やティッシュの箱は、ビニールを取り除いてください。

電池



有害ごみ

●筒型乾電池

注意 水銀使用の電池は別の袋で「水銀」と明記して出すこと。

充電式の電池については、市の無料回収または、家電販売店などのリサイクル協力店に出してください。
破損している場合は「危険」と追記してください。

蛍光管・体温計

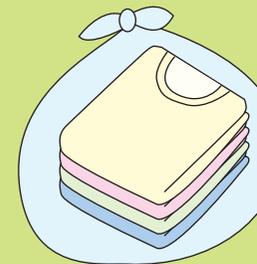
- 蛍光灯
- 体温計
- 電球



注意

体温計、温度計、血圧計で水銀使用のものは別の袋で「水銀」と明記して出すこと。
LEDは「金属類」に出してください。
破損している場合は「危険」と追記してください。

布類



●古着・古布

衣類、帽子、ハンカチなど

※衣類は、ポケットの中のものを取り除いて、洗濯してから出してください。

注意 汚れているものは「燃えるごみ」に出してください。

※「布類」として出せないもの
毛布、ふとん、枕、ぬいぐるみ、雨ガッパ

※種類ごとに指定袋に入れて出してください。(他種との混入はしないでください。)

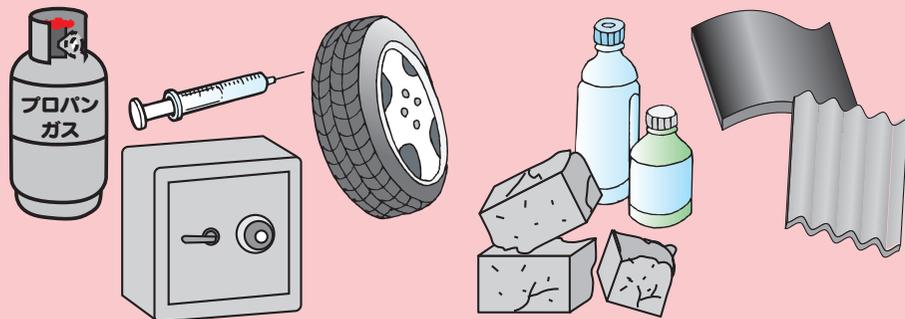
収集しないもの

収集も持ち込みもできないもの

岩、医療系廃棄物(針など)、FRP強化プラスチック、化学薬品、ガスボンベ(LPG)、瓦、金庫(耐火金庫)、コンクリート(製品・屑)、砂利・土砂、焼却灰、スレート、タイヤ、タイル、廃油、農機具類・農業用ビニール・農薬容器、レンガ、フロンガス使用の家庭用電化製品、消火器など

※購入先や専門の処理業者に処理を依頼してください。

※冷媒にガスを使用している機器(除湿機、冷水機など)は発火、爆発の恐れがあるため購入先もしくは専門業者にご相談ください。



ルール違反ごみ

違反ごみが出ている場合、そのごみは収集できません。ルール違反シールを貼ってお知らせしますので、正しく分別し直して、シールをはがすか、シールに×印をつけて、次回の収集日に出してください。

- 指定されたごみ袋以外で出ている場合
- 粗大ごみシールが貼られていない場合
- 収集日が違う場合 ●分別されていない場合
- 集積場所が違う場合 ●行政区・氏名が記入されていない場合

※その他、内容を書いてお知らせします。



事業所からでるごみ(事業系一般廃棄物)

●飲食店、商店等からでるごみは、法令に基づき自ら清掃センターに持ち込むか市の許可業者に処理を委託してください。

※指定袋による持ち込みはできませんので、計量による料金が必要です。

※事業所であっても家庭との併用住宅の場合、家庭から出たごみについては、収集します。

●清掃センターに直接持ち込む場合

計量による料金 ●燃えるもの…10kg 150円
(税別) ●燃えるもの以外…10kg 350円

※分別や出し方については、家庭ごみの出し方に準じます。

収集しないものについては市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することができます。

収集しないものについては、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することができます。また、多量のごみが出た場合や、引越しごみ、自分で運ぶことができない場合も運搬を依頼できます。

許可業者については玉名市ホームページをご確認いただくか、環境整備課まで電話にてお問い合わせください。

※収集運搬料金が発生します。

料金については許可業者に直接お問い合わせください。

※許可業者によって対応可能なものが異なります。

玉名市ホームページ
(一般廃棄物収集
運搬許可業者一覧)



家電リサイクル品

●テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン

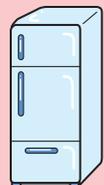
※家電リサイクル法により廃棄する際に、リサイクル料金がかかります。

●リサイクル(廃棄)の方法

- ①購入した販売店または量販店に引き取りを依頼する。
- ②市が許可した収集運搬業者に処理を依頼する。
- ③郵便局でリサイクル券を購入し、メーカーの回収指定場所へ自ら運搬する。



液晶・プラズマテレビ



冷蔵庫・冷凍庫



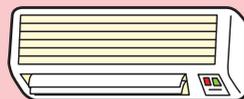
洗濯機



衣類乾燥機



ブラウン管テレビ



エアコン

●家電リサイクル料金表

料金	品目	テレビ	冷蔵庫(冷凍庫)	洗濯機・衣類乾燥機	エアコン
リサイクル料金		※リサイクル料金は、メーカー・型式により異なります。 家電リサイクル券センターアドレス http://www.rkc.aeha.or.jp			
収集・運搬料金		各小売店や収集運搬許可業者におたずねください。			

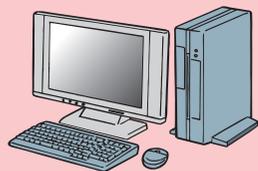
ご自分で持ち込まれる場合は、右記にご相談ください。

熊本新明産業(株)	熊本市南区南高江3丁目3番53号	TEL(096)357-1773
九州産交運輸(株)	上益城郡益城町平田字深迫2526	TEL(096)388-2731
久留米運送(株)	大牟田市四山町80-30	TEL(0944)57-2151
白石自動車(株)	大牟田市新開町3-48	TEL(0944)52-3366

パソコン

●パソコン本体、パソコンディスプレイ、ノート型パソコンなど

※PCリサイクル法により廃棄する際に、PCリサイクルマークがついていないものは、リサイクル料金がかかります。



PCリサイクルマーク

●リサイクル(廃棄)の方法

※下記のいずれかにより処分してください。

- ①お持ちのパソコンメーカー・インターネットまたは電話にて回収を申し込む。
- ②宅配回収サービスを行っている業者に回収を申し込む。
- ③メーカーが倒産している場合や自作のパソコンの場合はパソコン3R推進協会に問い合わせる。
(アドレス:<http://www.pc3r.jp>・電話:03-5282-7685)

※料金は、メーカーにより多少異なることがあります。

火災ごみおよび災害ごみ(風水害、地震など)

- 火災および災害ごみについては分別と処分方法が通常と異なり、収集も行いません。直接東部環境センターへ搬入していただく必要があります。また、東部環境センターでは受け入れできないものもあります。
- 搬入される場合は、協議が必要なため、事前に環境整備課まで連絡してください。
- 搬入には罹災証明書が必要です。なお、ごみ処理手数料は免除されます。

※大きな災害の場合、仮置場を設ける場合があります。

※詳細については災害発生後、玉名市安心メール、防災無線、広報、玉名市公式LINEホームページでお知らせします。

充電式電池の無料回収について[令和8年4月~]

回収日時 毎月最終金曜日(年末は前週)午前9時から午前11時まで
(下記に一覧あり)

回収場所 玉名市役所環境整備課、岱明支所、横島支所、天水支所

回収対象 リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、モバイルバッテリー、電動工具用バッテリー、充電式小型家電製品(電動歯ブラシ、電動シェーバー、ワイヤレスイヤホン、加熱式たばこなど)

※自動車用、バイク用は対象外



注意事項

- 無料回収に持ち込む際は、指定ごみ袋に入れる必要はありません。
- 家電製品から取り外しができるものは取り外して持ち込んでください。家電製品は「金属類」に出してください。
- 充電電池は使い切って放電し、セロハンテープなどで絶縁した状態で持ち込んでください。
- 一次電池(乾電池、ボタン電池、コイン電池、リチウム電池)は、セロハンテープなどで絶縁して「電池」に分別し指定ごみ袋に入れて、家庭ごみ収集(有害ごみ)に出してください。
- 事業用(農業用、販売店など)は回収しません。
※東部環境センターでは平日(土日祝日除く)の8時45分から16時まで無料回収しています。

令和8年度	4月24日(金)	5月29日(金)	6月26日(金)
	7月31日(金)	8月28日(金)	9月25日(金)
	10月30日(金)	11月27日(金)	12月18日(金)
	1月29日(金)	2月26日(金)	3月26日(金)

収集しないもの・充電式電池・その他

直接搬入

東部環境センター

●玉名・横島・天水地区のごみ搬入先



違法なごみ処理

罰則

ごみの焼却(野焼き)、ごみの不法投棄:5年以下の拘禁刑若しくは、1千万円以下の罰金またはその併科に処せられます。

ごみの焼却(野焼き)

家の周りや海岸で地面に穴を掘ったりドラム缶などで、ごみを焼却処理することは「野焼き」とみなされ、法律で禁止されています。

付近への迷惑になるばかりでなく、有害物質の発生や火災の原因にもなりかねません。絶対にごみは自分で燃やしたり、捨てたりしないようご注意ください。



不法投棄

不法投棄とは、みだりに道路・川・海・山林・田畑などに、廃棄物を捨てることをいい、地域の景観を損なうだけでなく自然環境を破壊し、私たちの生活環境にも悪影響を及ぼします。



搬入上の注意

- 指定ごみ袋、粗大ごみシールを使用して搬入してください。
- 施設内では、誘導員、係員の指示に従い種類ごとに決められた場所に搬入ください。

ごみの大きさ

- 可燃物の木製品 長さ30cm 直径3cm以内
- 粗大ごみ 長さ1.8m 厚さ15cm以内

計量による料金 (税別)

- 燃えるもの 10kg 150円
- 燃えるもの以外 10kg 350円

受付時間

- 平日のみ(月曜～金曜)祝祭日を除く
8:45～16:00

年末年始の搬入日時については12月の広報たまなまでお知らせします。

場所

玉名郡玉東町木葉386番地

東部環境センター

持ち込み、リサイクル提供品に関する問い合わせ先

☎0968-75-5050

リサイクル提供品のお願い

まだ十分使えるけど、不要になった家具・自転車・衣類・本などがありましたら、東部環境センターまで事前にお問い合わせください。状態を確認のうえ、引き取らせていただきます。(家具・自転車などの運搬手段がない場合は、ご連絡頂ければ引き取りに伺います。)